

表-1 首都直下地震応急対応活動一覧

開始 時間	国土交通省緊急災害対策本部 (情報共有体制の確立)		緊急輸送のための交通確保 (交通ネットワークの復旧)	緊急輸送活動	二次災害の防止活動 (所管施設の点検等)	その他
	【本 部 員】	【事務局員】				
30 分		- 発災後 15 分以内に防災センターを立ち上げる。 - 会議録画を開始する。 - 発災後 30 分以内に防災センターに参集し、情報収集等を行う。 - クロノロジーのとりまとめを開始する。 - マイクロ電話、防災 L A N の被災状況を把握し、現地映像等の情報を収集するとともに TV 会議システムを立ち上げる。 - 会議開催の通知を各局防災担当者へ通知する。	- 東扇島基幹的広域防災拠点の被災状況の確認【港湾局】 - 航空に関する危機管理業務を開始する。【航空局】 - 航空管制業務を開始する。【航空局】 - 空港保安(警備等)及び空港防災業務を開始する。【航空局】 - 緊急輸送のための交通確保のため、以下の施設等の被害状況及び復旧状況の把握を開始する。 ・空港施設【航空局】	- 航空管制業務を開始する。【航空局】 - 救援航空機等の安全対策及び災害発生時における各種手続きの弾力的措置に係る業務を開始する。【航空局】 - 救援航空機等への情報提供業務方法等に係る業務を開始する。【航空局】	東京湾内の港湾の保安カメラ等の作動状況等の保安体制の確認【港湾局】	- 全職員は、家族を含めた安否報告を開始する。 - 安否確認結果を集計する。【人事課】 - 参集した職員は、使用する執務室等庁舎の一次点検を実施する。 - 非常用発電機の起動確認を行う。(防災センターへの給電開始)
1 時間	- 本部要員は、防災センターへ参集する。 - 緊急災害対策本部を設置し、国土交通省としての対処方針を決定する。 - 第 1 回本部会議を開催する。 【報告事項】 地震概要/職員の安否/被害状況/対応方針指示	- 会議資料を各局へ依頼し、とりまとめを行う。災害情報のとりまとめを行い、第 1 報を公表する。 - 会議開催の通知を各局防災担当者へ通知する。 - TEC-FORCE 隊員等の派遣状況を確認する。	- 緊急輸送のための交通確保をするため、以下の施設等の被害状況及び復旧状況の把握を開始する。 ・道路施設【道路局】 ・鉄道施設【鉄道局】 ・港湾施設【港湾局】 - 鉄道の事故等に係る情報収集業務を開始する。【鉄道局】 - 空港・航空路施設の応急復旧業務を開始する。【航空局】 - 災害協定を締結している関連業界団体(理立波津協会等)へ協力準備要請を行う。【港湾局】	空港・航空路施設の応急復旧業務を開始する。【航空局】	- 河川施設、ダム施設及び海岸施設の被害情報の把握を開始する。【水管理・国土保全局】 - 土砂災害に関する状況の把握を開始する。【水管理・国土保全局】 - 下水道施設の被害情報の把握を開始する。【水管理・国土保全局】 - 被災建築物応急危険度判定業務を開始する。【住宅局】 - 建築物等に係る被災状況の把握を開始する。【住宅局】 - 公園施設の被害状況の把握を開始する。【都市局】 - 宅地に係る被災状況の把握を開始する。【都市局】 - 被災宅地危険度判定業務を開始する。【都市局】 - 通信施設の緊急点検及び地方整備局、関係機関との通信状況の確認を開始する。【技調課電通室】	- 合同庁舎 3 号館及び 2 号館の緊急点検を開始する。【庁舎管理室】 - 官庁施設の被害状況に関する情報の収集及び伝達を開始する。【官庁営繕部】 - 官庁施設の緊急点検及び復旧対策立案の支援を開始する(合同庁舎 3 号館、2 号館及び霞ヶ関一団地の官庁施設) - 東京湾臨海部基幹的広域防災拠点施設(有明の丘地区)の被害状況の把握を開始する。【都市局】
3 時間	- 第 2 回本部会議を開催する。 【報告事項】 地震概要/職員の安否/人命救助活動状況/緊急輸送のための交通確保状況/被害状況 - 大臣会見を行う。	- TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊)の派遣調整を行う。 - 高度な技術指導が必要な災害について、独法からの派遣調整を行う。 - 会議資料を各局へ依頼し、とりまとめを行う。 - 災害情報のとりまとめを行い、第 2 報を公表する。 - 会議開催の通知を各局防災担当者へ通知する。 水、食料等の配給を行う。	- 直轄国道及び高速道路の被災情報とりまとめを開始する。【道路局】 - 自動車道事業者等の被災状況の把握を開始する。【自動車局】 - 航路開閉及び緊急活動上、重要な港湾施設の応急復旧業務を開始する。【港湾局】 - 一般旅客定期航路事業等に関する輸送の安全確保業務を開始する。【海事局】 - 東扇島地区基幹的広域防災拠点において、応援復旧、広域支援部隊受け入れ準備業務を開始する。【港湾局】	- 自動車運送事業者等の被災状況の把握を開始する。【自動車局】 - 営業倉庫・トラックターミナルの被災状況の把握を開始する。【総合政策局】 - 救援航空機等への情報提供業務を開始する。【航空局】	油流出事故等海洋汚染に対し、大型油染回収船等の出動体制を整える。【港湾局】	各局リエゾンが 3 時間以内に防災センターに参集する。
12 時間	- 第 3 回本部会議を開催する。 【報告事項】 気象情報/職員の安否/人命救助活動状況/緊急輸送のための交通確保状況/緊急輸送活動状況/被害状況 - 大臣会見を行う。	- 会議開催の通知を各局防災担当者へ通知する。 - 会議資料を各局へ依頼し、とりまとめを行う。 - 災害情報のとりまとめを行い、第 3 報を公表する。 - 行政情報システムの点検を開始する。	応急対策に係る中央省庁レベル及び広域な連絡・調整を開始する。【道路局】	- 緊急物資輸送業務を開始する。【総合政策局、海事局】 - 旅客の緊急輸送の調整を開始する。【自動車局】 - 貨物の緊急輸送の調整を開始する。【自動車局】 - 東扇島地区基幹的広域防災拠点の一部において、供用を開始する。【港湾局】	- 官庁施設の使用にあたり、施設管理者への留意事項等の通知を行う。【官庁営繕部】 - 災害対策用機械の運用に関する連絡調整を開始する。【総合政策局】 - 河川施設、ダム施設及び海岸施設の応急復旧等の調整を開始する。【水管理・国土保全局】 - 土砂災害専門家の派遣調整を開始する。【水管理・国土保全局】 - 大規模土砂災害発生箇所の緊急調査の実施調整を開始する。【水管理・国土保全局】 - 土砂災害危険箇所の点検及び点検支援の調整	被災者の避難場所として活用する公営住宅の空き家状況の把握を開始する。【住宅局】

					を開始する。【水管理・国土保全局】 ☐ 災害対策用通信機材の運用に関する連絡調整を開始する【技調課電通室】	
1日間		☐ 現地調査団を派遣する。	☐ 広域支援部隊（警察、消防、自衛隊等）の進出のための緊急輸送ルートの復旧・供用情報の提供を開始する【道路局】 ☐ 政府対策本部と連携しつつ、道路利用者・帰宅困難者に対する迂回ルートや復旧情報等の情報提供の開始【道路局】 ☐ 鉄道施設等の復旧に関する業務を開始する。【鉄道局】 ☐ 鉄道駅の帰宅困難者等に関する業務を開始する。【鉄道局】	☐ 緊急物資輸送業務を開始する。【鉄道局】 ☐ 東扇島地区基幹的広域防災拠点の運用開始及び早期復旧可能な耐震強化岸壁から順次供用開始し、緊急物資海上輸送受け入れ開始する。【港湾局】	☐ 土砂災害に関する緊急対策業務を開始する。【水管理・国土保全局】 ☐ 大規模土砂災害発生箇所の緊急調査を開始する。【水管理・国土保全局】 ☐ 土砂災害危険箇所の点検を開始する。【水管理・国土保全局】 ☐ 下水道施設の調査、災害復旧支援等の調整を開始する。【水管理・国土保全局】 ☐ 油流出事故等海洋汚染に対し、要請があれば大型浚渫兼回収船等を出動。【港湾局】	☐ 被災地住宅等の緊急補修の相談窓口の設置の調整を開始する。【住宅局】 ☐ 自動車損害賠償責任保険の契約・解約に係る業務を開始する。【自動車局】 ☐ 自動車の検査に関する業務を開始する【自動車局】
3日間			☐ 緊急輸送道路の一部供用の確保・情報提供の開始。【道路局】 ☐ 災害復旧事業の指導（工法検討など）【道路局】	☐ 道路運送法第21条許可等に係る対処方針の調整を開始する。【自動車局】 ☐ 主要港の耐震強化岸壁を供用開始し緊急物資海上輸送受け入れ開始する。【港湾局】		
1週間		☐ 災害情報をホームページに掲載する。	☐ 鉄道の電力需給対策に関する業務を開始する。【鉄道局】			
2週間						